

北海道告示第10102号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年1月30日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その19)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 へき地医療対策事業（運営費） へき地医療拠点病院が、へき地における住民の医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。						提出部数 正副1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域医療推進局地域医療課		
1 運営費								
(1)へき地医療拠点病院運営事業	知事が指定したへき地医療拠点病院の開設者	へき地医療拠点病院の運営に必要な経費（医療活動費、研究費、研修費、医療費及び情報通信機器等経費）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第34号様式 保福第35号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第36号様式 保福第37号様式 別に指示する様式			

(2)へき地診療所 運営事業	市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、その他知事が適当と認める者	へき地診療所の運営に要する経費（事務費、研究費、医療費及び情報通信機器等経費）	3分の2以内 （寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第8号様式から 保福第12号様式まで	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第11号様式から 保福第14号様式まで 保福第21号様式 別に指示する様式			
(3)へき地患者輸 送車運行事業	市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及びへき地診療所運営事業の要件に該当するへき地診療所の開設者	へき地患者輸送車の運行に要する経費	2分の1以内 （寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第392号様式 保福第393号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第393号様式 保福第394号様式 別に指示する様式			
(4)へき地診療所 医師派遣強化事業	市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚	へき地診療所への医師派遣に必要な経費	2分の1以内 （寄附金その他の収入があるときは、補	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第484号様式 保福第485号様式			

			生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、その他知事が適当と認める者	助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	(申請者が市町村である場合を除く。) 保福第483号様式 保福第484号様式 別に指示する様式	別に指示する様式		
2	へき地医療対策事業(整備費) へき地における医療の充実と確保を図るため、予算の範囲内で補助する。						提出部数 正副1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課	
(1)	へき地診療所施設整備事業	市町村等(地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。)日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及びその他知事が適当と認める者	1 へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増改築(老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。)及び改修(既存のへき地診療所の改修は除く。)に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1)診療所(診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待	2分の1以内 (寄附金その他の収入額があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入額の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式		

		合室、看護師居室、玄関、廊下等) (2)医師住宅 (3)看護師住宅 2 ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費						
(2)へき地診療所設備整備事業	市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及びその他知事が適当と認める者	へき地診療所として必要な医療機器購入費	2分の1以内 (寄附金その他の収入額があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入額の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第33号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式			
(3)へき地患者輸送車整備事業	市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会	患者輸送用マイクローバス又はワゴン車等の購入費	2分の1以内 (寄附金その他の収入額があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入額の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第33号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式			

<p>3 遠隔医療情報通信機器整備事業 通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村等(地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。)又は知事が認める医療施設の開設者</p>	<p>遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入に要する経費</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合を除く。) 保福第33号様式 その他別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 その他別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>4 原子力災害医療運営費補助金 原子力災害拠点病院の機能強化に必要な運営に要する経費を補助することによって、原子力防災対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>原子力災害特別措置法に定められた原子力災害対策指針に基づく原子力災害拠点病院</p>	<p>原子力災害医療関係者に対する研修会の開催や訓練、マニュアル策定等に係る経費(給料、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等) 原子力災害医療資機材の維持運用管理に係る経費(給料、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等)</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>5 専門医認定支援事業 新たな専門医の仕組みが円滑に構築されるよう、指導医派遣等を行う医療機関</p>	<p>次の者のうち、厚生労働大臣が適当と認める者 1 医療法(昭和23年法律</p>	<p>指導医の派遣等(代替医師雇上及び出張指導)に必要な次に掲げる経費 (1) 職員基本給</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医</p>		

<p>に対する支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>第205号) 第7条の規定に基づき許可を受けた病院又は診療所の開設者</p> <p>2 医療法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者</p>	<p>(2) 職員諸手当 (3) 非常勤職員手当 (4) 旅費 (5) 諸謝金 (6) 社会保険料</p>	<p>の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。))</p>			<p>療課</p>		
<p>6 健康増進事業費補助金 「健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項及び第19条の2（健康増進法施行規則第4条の2第6項を除く。）」に基づき、道民の健康増進に資することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市を除く。）</p>	<p>1 健康教育事業の実施に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>3分の2以内（肝炎ウイルス検診の無料検診に係る自己負担相当額分については、10分の10以内） （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第260号様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第260号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（保健行政室又は地域保健室） （小樽市、函館市及び旭川市については、保健福祉部健康安全局地域保健課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（補助対象者が旭川市、函館市及び小樽市である場合を除く。）</p>	

2 健康相談事業
の実施に必要な
報酬、給料（た
だし会計年度任
用職員へ支給さ
れるものに限
る）、職員手当
等（ただし会計
年度任用職員へ
支給されるもの
に限る）、共済
費、報償費、旅
費、需用費（消
耗品費、燃料費、
印刷製本費、光
熱水費、修繕
料）、役務費（通
信運搬費、保険
料）、委託料、
使用料及び賃借
料、備品購入費

3 健康診査事業
（陽性者のフォ
ローアップ事業
を除く）の実施
に必要な報酬、
給料（ただし会
計年度任用職員
へ支給されるも
のに限る）、職
員手当等（ただ
し会計年度任用
職員へ支給され
るものに限る）、
共済費、報償費、

旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

陽性者のフォローアップ事業に必要な旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料

4 訪問指導事業の実施に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通

		<p>信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>5 総合的な保健推進事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費、委託料</p>						
<p>7 保護施設等の衛生管理体制確保支援事業</p> <p>保護施設等が実施する入所者等(当該施設等の入所者、利用者及び職員をいう。)に対する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組を支援することを目的に予算の範囲内で補助する。</p>	<p>救護施設、更生施設、宿泊提供施設、授産施設(社会事業授産施設を含む。)、無料低額宿泊所、その他知事が適当と認めるもの</p>	<p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料)、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費(30万円以上の備</p>	<p>10分の10以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		

		品を除く。)、負担金、補助金及び交付金						
8 重度障害者に係る市町村特別支援事業 重度障がい者の割合が一定以上の市町村に対し、一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的として、予算の範囲内で補助する。	市町村	当該年度の国庫負担基準超過額	10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課		書類は、総合振興局又は振興局を經由して提出すること。
9 重度訪問介護等利用促進事業 障害者総合支援法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算出した額を超過した市町村に対し、一定の財政支援を行うことにより、重度の障がい者の地域生活を支援することを目的として、予算の範囲内で補助する。	市町村（指定都市及び中核市を除く。）	当該年度の国庫負担基準超過額	4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課		書類は、総合振興局又は振興局を經由して提出すること。